

# 四半期報告書

(第161期第3四半期)

日本コロムビア株式会社

---

# 四 半 期 報 告 書

---

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

# 目 次

	頁
【表紙】 .....	1
第一部 【企業情報】 .....	2
第1 【企業の概況】 .....	2
1 【主要な経営指標等の推移】 .....	2
2 【事業の内容】 .....	2
第2 【事業の状況】 .....	3
1 【事業等のリスク】 .....	3
2 【経営上の重要な契約等】 .....	3
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 .....	3
第3 【提出会社の状況】 .....	5
1 【株式等の状況】 .....	5
2 【役員の状況】 .....	10
第4 【経理の状況】 .....	11
1 【四半期連結財務諸表】 .....	12
2 【その他】 .....	20
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 .....	21

四半期レビュー報告書

確認書

## 【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年2月14日

【四半期会計期間】 第161期第3四半期(自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日)

【会社名】 日本コロムビア株式会社

【英訳名】 Nippon Columbia Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長  
兼最高執行責任者 原 康 晴

【本店の所在の場所】 東京都港区虎ノ門四丁目1番40号

【電話番号】 03(6895)9001(代表)

【事務連絡者氏名】 財務本部  
財務経理部長 駒 井 勝

【最寄りの連絡場所】 東京都港区虎ノ門四丁目1番40号

【電話番号】 03(6895)9001(代表)

【事務連絡者氏名】 財務本部  
財務経理部長 駒 井 勝

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第160期 第3四半期 連結累計期間	第161期 第3四半期 連結累計期間	第160期
会計期間	自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日	自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日	自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
売上高 (百万円)	12,122	10,674	16,446
経常利益 (百万円)	581	162	989
四半期(当期)純利益 (百万円)	574	132	876
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	516	104	828
純資産額 (百万円)	1,939	2,356	2,251
総資産額 (百万円)	7,899	7,378	7,923
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	2.13	0.49	3.25
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	23.8	31.1	27.6

回次	第160期 第3四半期 連結会計期間	第161期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日	自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日
1株当たり四半期純利益 (円)	0.36	0.19

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 第160期第3四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。
4. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

#### 2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループにおいて営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

### 2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われていません。

### 3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において判断したものであります。

#### (1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間の連結売上高は、106億7千4百万円(前年同四半期に比べ11.9%減)となりました。これは主に、ゲーム、アニメ作品は堅調に推移したものの、J-POP作品を中心とする配信売上が減少したことに加え、クリエイティブ・コア株式会社の株式売却に伴い、前年同期に計上されておりました同会社の売上がなくなったためです。

損益につきましては、市販/配信事業の売上減少により、営業利益は1億6千8百万円(前年同四半期は6億2千7百万円)となりました。また、経常利益は1億6千2百万円(前年同四半期は5億8千1百万円)、四半期純利益は1億3千2百万円(前年同四半期は5億7千4百万円)となりました。

セグメントの業績の概況は、次のとおりであります。

#### 〔市販/配信事業〕

ゲーム、アニメ作品は堅調に推移したものの、J-POP作品を中心とする配信売上の減少により、事業売上は75億3千3百万円(前年同四半期に比べ5.7%減)となりました。また営業利益は、売上高の減少に伴い、7億4千8百万円(前年同四半期は11億4千3百万円)となりました。

主な作品といたしましては、「氷川きよし」のアルバム“演歌名曲コレクション15～情熱のマリアッチ～”をはじめ、「木村カエラ」の約2年4ヶ月ぶり、6枚目のオリジナル・フルアルバム“8EIGHT8”、「AKB48」派生ユニット「Not yet」の第3弾シングル“ペラペラペラオ”、解散を発表した「毛皮のマリーズ」のラストアルバム“THE END”、“THE IDOLM@STER”シリーズ、“海賊戦隊ゴーカイジャー”シリーズ、大人気キャラクター「豆しば」といつでもどこでも楽しく遊べるキャラクターゲーム“豆しば”、看護師さんのお仕事が体験できる女の子のための職業体験ゲーム“ピカピカナース物語”などの自社制作作品が好調な売れ行きとなり、売上に貢献いたしました。

#### 〔特販／通販事業〕

売上高につきましては、ビクターエンタテインメント株式会社との業務提携の開始などにより、18億6千8百万円(前年同四半期に比べ4.1%増)と好調に推移したものの、音源使用にかかる企業向け取引の減少などの影響もあり、営業利益は7億4千万円(前年同四半期は8億3千2百万円)となりました。

#### 〔その他〕

クリエイティブ・コア株式会社の株式売却に伴い、前年同四半期に計上されておりました同会社の売上がなくなったため、その他の事業売上は12億7千1百万円(前年同四半期に比べ45.6%減)となり、営業利益は3億9千1百万円(前年同四半期は4億4千1百万円)となりました。

当社グループは、継続して利益を計上できる体質にすることを最大の経営課題にしており、得意分野、成長分野への経営資源の集中、人員規模の適正化および業務効率化の施策などを実施しております。音楽、映像関連業界の厳しい環境下において、当社の中核である音楽制作を中心とした事業に今後も継続して経営資源を集中することにより、さらに事業効率を高め、売上、利益の拡大に努めてまいります。さらに、フェイス・グループの一員として戦略的パートナーシップを構築していくことにより、様々な音楽関連サービスを充実させ、グループ間の事業シナジーの実現に向けた取り組みを積極的に進めてまいります。その一環として、アーティストに関わる著作物の企画制作および管理を行う合弁会社「株式会社フューチャーレコーズ」を平成23年9月に設立いたしました。

#### (2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間の総資産は、前連結会計年度と比較して5億4千5百万円減少し、73億7千8百万円となりました。

主な増減としては、資産の部では、受取手形及び売掛金が期末売上債権の回収により1億1千4百万円および前払費用が1億2千4百万円減少しております。負債の部では、未払金が2億1百万円、未払費用が2億4百万円および返品調整引当金が1億6千3百万円減少しました。また、純資産は23億5千6百万円となりました。

#### (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題について重要な変更および新たに生じた課題はありません。

#### (4) 研究開発活動

該当事項はありません。

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

##### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	369,000,000
A種優先株式	93,000,000
計	462,000,000

##### ② 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成23年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成24年2月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	185,510,651	185,510,651	東京証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、権 利内容に何ら限定のない当 社における標準となる株式 単元株式数：1,000株
A種優先株式	76,924,000	76,924,000	—	(注) 単元株式数：1,000株
計	262,434,651	262,434,651	—	—

(注) A種優先株式の内容は、次のとおりであります。

##### 1 優先配当金及びその上限額

- (1) 当社は、毎事業年度最終の株主名簿に記載のA種優先株式を有する株主(以下「A種優先株主」という。)又はA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、1株につき1円95銭を上限としてA種優先株式の発行に関する取締役会決議で定める額(但し、本規定に従い、優先期末配当金の額が調整された場合には、調整後の金額とする。以下「優先期末配当金」という。)を支払う。後記2に規定される累積未払配当金がある場合には、累積未払配当金を優先して支払う。
- (2) 当社は、当該事業年度中に設けられた基準日により、後記1(3)に規定する期中配当に関する決議がなされた場合においては、前記1(1)に規定する優先期末配当金からかかる優先期中配当金(後記1(3)に規定する。)の総額を控除した額の金銭を優先期末配当金として支払う。但し、各期中配当の基準日の翌日から当該事業年度最終の日までの間に、後記6の規定により優先期末配当金が調整された場合に控除すべき優先期中配当金の総額は、次式によって調整された後の優先期中配当金の総額とする。

$$\text{調整後優先期中配当金} = \text{調整前優先期中配当金} \times \frac{\text{当該事業年度最終の日における優先期末配当金の額}}{\text{各期中配当の基準日における優先期末配当金の額}}$$

- (3) 当社は、事業年度最終の日以外を基準日とする配当(以下「期中配当」という。)を行うときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、1株につき次式によって算定された額の金銭(円位未満小数第3位以下は切り捨てるものとする。以下「優先期中配当金」という。)を支払う。但し、前記1(1)に基づき、直前の事業年度に関してA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して支払われるべき優先期末配当金の全部の配当に関する決議がなされない限り、当社は期中配当を行うことができない。

$$\text{優先期中配当金} = \text{優先期末配当金} \times \frac{\text{当該事業年度の経過月数}}{\text{(当該期中配当の基準日を含む月を算入する.)}}$$

12



- (4) 前記1(3)の規定にかかわらず、当該期中配当の基準日を含む事業年度中の日を基準日とする期中配当に関する決議が既になされた場合においては、当社は、前記1(3)の規定に従い算出された優先期中配当金から、既に決議された期中配当にかかる優先期中配当金の総額を控除した額の金銭を支払う。但し、既に行われた各期中配当の基準日の翌日から当該期中配当の基準日までの間に、後記6の規定により優先期末配当金が調整された場合に控除すべき優先期中配当金の総額は、次式によって調整された後の優先期中配当金の総額とする。

$$\text{調整後優先期中配当金} = \text{調整前優先期中配当金} \times \frac{\text{当該期中配当の基準日における優先期末配当金の額}}{\text{各期中配当の基準日における優先期末配当金の額}}$$

- (5) 優先期末配当金及び優先期中配当金は、A種優先株式発行後2年以内に開始する事業年度(以下「優先配当事業年度」という。)に関してのみ支払うものとし、最終優先配当事業年度の翌事業年度以降については支払わない。但し、当社は、後記2に基づく累積未払配当金を、優先配当事業年度及びそれ以降に到来する事業年度の剰余金の配当として支払うことができ、最終優先配当事業年度の翌事業年度以降について、さらに、その残余から剰余金の配当を行うときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者及び普通株主又は普通登録株式質権者に対し、1株につき同額の剰余金の配当を行う。

## 2 累積条項

当社は、前記1(1)に基づき、優先配当事業年度に関してA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して支払われるべき優先期末配当金の全部又は一部が支払われないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積する(以下その不足額を「累積未払配当金」という。)。当社は、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、累積未払配当金を支払う。

## 3 参加条項

当社は、優先配当事業年度に関し、優先期末配当金が支払われた後に残余から剰余金の配当を行うときは、普通株主又は普通登録株式質権者に対して当該優先期末配当金と同額に至るまで剰余金の配当を行うことができ、さらに残余から剰余金の配当を行うときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者及び普通株主又は普通登録株式質権者に対し、1株につき同額の剰余金の配当を行う。また、当社は、優先期中配当金が支払われた後に、普通株主又は普通登録株式質権者に対して当該優先期中配当金と同額に至るまで、期中配当として剰余金の配当を行うことができ、同一の基準日により期中配当としてさらに残余から剰余金の配当を行うときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者及び普通株主又は普通登録株式質権者に対し、1株につき同額の剰余金の配当を行う。

## 4 残余財産の分配

- (1) 当社は、残余財産の分配をするときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、1株につき65円65銭及び累積未払配当金相当額を普通株主又は普通登録株式質権者に先立って支払う。但し、1株につき65円65銭の金額は、後記6(1)ないし(8)の事由が生じたときは、後記6(1)ないし(8)を準用して調整する。
- (2) A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、前記4(1)のほか残余財産の分配を行わない。

## 5 議決権

A種優先株主は、株主総会において議決権を有する。

## 6 株式の分割又は併合、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当てを受ける権利等

- (1) 当社は、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式及びA種優先株式ごとに、同時に同一割合でこれを行う。
- (2) 当社は、株主に募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を付与するときは、i)普通株主には普通株式の募集株式の割当てを受ける権利又は普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A種優先株主にはその所有するA種優先株式と同種類のA種優先株式(以下「本優先株式」という。)の募集株式の割当てを受ける権利又はかかるA種優先株式を目的とする新株予約権(以下「本優先新株予約権」という。)の割当てを受ける権利をそれぞれ同時に同一割合で付与することあるいはii)普通株主とA種優先株主の双方に普通株式の募集株式の割当てを受ける権利又は普通株式を目的とする募集新株予約権の割当てを受ける権利を同時に同一割合で付与することによりこれを行う。
- (3) 当社は、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行うときは、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、A種優先株主には本優先株式又は本優先新株予約権の無償割当てをそれぞれ同時に同一割合で行う。
- (4) 株式の分割が行われたときは、優先期末配当金は次式によって算定された調整額を控除した額とする。

$$\text{調整額} = \frac{\text{調整前の1株当たり優先期末配当金}}{\text{優先期末配当金}} \times \frac{\text{株式の分割による増加優先株式数}}{\text{株式の分割後の優先株式数}}$$

- (5) 株式の併合が行われたときは、優先期末配当金は次式によって算定された調整額を加算した額とする。

$$\text{調整額} = \frac{\text{調整前の1株当たり優先期末配当金}}{\text{優先期末配当金}} \times \frac{\text{株式の併合による減少優先株式数}}{\text{株式の併合後の優先株式数}}$$

- (6) A種優先株主に募集株式の割当てを受ける権利を付与して本優先株式の発行若しくは処分が行われたとき又は株式無償割当てが行われたときは、A種優先株式に対する優先期末配当金は、次式によって算定された調整額を控除した額とする。なお、A種優先株式の時価は、適正な価額を取締役会が定める。

$$\text{調整額} = \frac{\text{調整前の1株当たり優先期末配当金}}{\text{新規発行又は処分された本優先株式数}} \times \frac{\text{優先株式時価} - \frac{\text{新規発行又は処分された本優先株式払込価額}}{\text{優先株式時価}}}{\text{既発行の優先株式数(自己株式を除く。)} + \text{新規発行又は処分された本優先株式数}}$$

- (7) A種優先株主に本新株予約権の割当てを受ける権利を付与して本新株予約権が発行若しくは処分されたとき又は新株予約権無償割当てが行われたときは、優先期末配当金は次式によって算定された調整額を控除した額とする。

$$\text{調整額} = \frac{\text{調整前の1株当たり優先期末配当金}}{\text{発行又は処分された本新株予約権の行使による増加優先株式数}} \times \frac{\text{優先株式時価} - \frac{\text{本新株予約権の行使価額}}{\text{優先株式時価}}}{\text{既発行の優先株式数(自己株式を除く。)} + \text{発行又は処分された本新株予約権の行使による増加優先株式数}}$$

- (8) 前記6(4)ないし(7)における調整額の算定については、円位未満小数第3位以下は切り捨てる。

## 7 A種優先株式の取得

当社は、法令の定めに従い、A種優先株主との合意により、いつでもA種優先株式を取得することができる。

## 8 A種優先株式の取得と引換えにする普通株式の交付の請求

A種優先株主は、以下に定める取得請求をし得べき期間中、以下に定める取得の条件により、当社がA種優先株式を取得するのと引換えに普通株式を交付することを請求することができる。

### (1) 取得の条件

#### ① 当初取得価額

取得価額は、当初は65円とする。

※平成14年7月23日付で取得価額を調整し、調整後取得価額は59円となっている。

#### ② 取得価額の修正

取得価額は、A種優先株式発行後2年以内に到来する毎月最初の東京証券取引所の取引日(以下「修正日」という。)に、次のうちのいずれか低い方の価格に修正される。

ア) 修正日直前における取得価額

イ) 修正日の属する月の前月の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。)

#### ③ 取得価額の調整

ア) A種優先株式発行後、次のいずれかに該当する場合には、取得価額を次に定める算式(以下「取得価額調整式」という。)により調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \frac{\text{調整前取得価額}}{\frac{\text{既発行の普通株式数(自己株式を除く。)} + \frac{\text{新規発行又は処分された普通株式数}}{\text{普通株式1株当たりの時価}}}} \times \text{1株当たりの払込金額}$$

(a) 取得価額調整式に使用する普通株式の時価を下回る払込金額をもって普通株式の発行等(無償割当てを含む。)を行う場合、調整後の取得価額は、払込期日の翌日又は払込期間の最終日の翌日以降、また募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

(b) 株式の分割により普通株式を発行する場合、調整後の取得価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降、これを適用する。但し、分配可能額から資本に組入れられることを条件として、その部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該分配可能額の資本組入れの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための基準日とする場合は、調整後の取得価額は、当該分配可能額の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。

(c) 取得価額調整式に使用する普通株式の時価を下回る価額をもって当社の普通株式の交付と引換えに当社に取得させることができる証券を発行する場合、調整後の取得価額は、その証券の発行日に、また、募集のための株主割当ての基準日がある場合はその日の終りに、発行される証券の総額が取得されたものとみなし、その発行日の翌日以降又は株主割当ての基準日の翌日以降、これを適用する。

- (d) 取得価額調整式に使用する普通株式の時価を下回る価額をもって当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権を発行する場合、調整後の取得価額は、新株予約権の発行の日の終りに、その証券に付与された当社の普通株式の交付を請求できる権利の全部が行使されたものとみなし、その払込(無償にて発行される場合は割当日)の翌日以降、これを適用する。
- イ) 前記ア)に掲げる場合のほか、合併、会社分割、同一の事業年度中の日を基準日とする優先期末配当金相当額を超える配当、時価を超える価格での普通株式の有償取得又は普通株式の併合等により取得価額の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と判断する取得価額に調整される。
- ウ) 取得価額調整式に使用する調整前取得価額は、調整後取得価額を適用する前日において有効な取得価額とし、また、取得価額調整式に使用する既発行の普通株式数は、株主割当ての基準日がある場合はその日、また、株主割当ての基準日がない場合は調整後の取得価額を適用する日の1か月前の日(但し、株式分割を行う場合には、株式の分割に係る基準日)における当社の発行済の普通株式数とする。
- エ) 取得価額調整式に使用する普通株式の時価は、調整後の取得価額を適用する日(但し、前記ア)(b)但し書に示される株式の分割を行う場合は株式の分割に係る基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- オ) 取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。
- ④ 取得と引換えに交付すべき普通株式数  
A種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数は次のとおりとする。
- $$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{A種優先株主が取得と引換えにする普通株式の交付請求のために提供するA種優先株式の発行価額の総額}}{\text{取得価額}}$$
- 取得と引換えに交付すべき普通株式数の算出に当たって1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- ⑤ 取得と引換えに交付する株式  
当社普通株式とする。
- (2) 取得請求をし得べき期間  
平成13年10月3日から平成25年10月2日までとする。
- 9 A種優先株式の一斉取得と引換えにする普通株式の交付  
取得請求し得べき期間中に取得請求のなかったA種優先株式は、同期間の末日の翌日をもって、A種優先株式1株の払込金相当額を同期間の末日における前記8の取得価額で除して得られる数の普通株式となる。前記の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは会社法に定める株式併合の場合に準じてこれを取り扱う。
- 10 種類株主総会の決議  
種類株主総会の決議を要しない旨の定款の定めはない。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

## (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成23年10月1日～ 平成23年12月31日	—	262,434	—	1,000,000	—	—

## (6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

## (7) 【議決権の状況】

## ① 【発行済株式】

平成23年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 234,000	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 184,817,000	184,817	同上
	A種優先株式 76,924,000	76,924	(注)3
単元未満株式	普通株式 459,651(注)2	—	1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	262,434,651	—	—
総株主の議決権	—	261,741	—

(注) 1 当第3四半期会計期間末日現在の「発行済株式」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成23年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式573株が含まれております。

3 A種優先株式の内容については、「第3〔提出会社の状況〕1〔株式等の状況〕(1)〔株式の総数等〕②〔発行済株式〕」の注記に記載のとおりであります。

## ② 【自己株式等】

平成23年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 日本コロムビア株式会社	東京都港区虎ノ門四丁目 1番40号	234,000	—	234,000	0.09
計	—	234,000	—	234,000	0.09

(注) 当第3四半期会計期間末日現在の「自己株式等」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成23年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

## 2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動は、次のとおりであります。

### (1) 退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
監査役	—	土山 彰子	平成23年10月14日

## 第4 【経理の状況】

### 1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成23年10月1日から平成23年12月31日まで）および第3四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】  
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	2,708	2,639
受取手形及び売掛金	2,269	※1 2,155
商品及び製品	416	325
仕掛品	475	517
原材料及び貯蔵品	49	59
繰延税金資産	159	153
前渡金	283	244
前払費用	261	136
その他	100	93
貸倒引当金	△6	△7
流動資産合計	6,717	6,318
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	293	269
機械装置及び運搬具（純額）	34	27
工具、器具及び備品（純額）	102	78
土地	0	0
リース資産（純額）	13	18
有形固定資産合計	445	394
無形固定資産		
リース資産	5	4
ソフトウェア	193	106
その他	175	164
無形固定資産合計	373	275
投資その他の資産		
投資有価証券	50	77
繰延税金資産	2	2
長期前払費用	13	16
長期未収入金	356	357
その他	446	456
貸倒引当金	△483	△519
投資その他の資産合計	386	390
固定資産合計	1,205	1,060
資産合計	7,923	7,378

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	789	※1 957
短期借入金	500	500
リース債務	8	9
未払金	613	412
未払費用	364	159
未払印税	1,495	1,531
未払法人税等	30	12
返品調整引当金	303	140
その他	404	273
流動負債合計	4,511	3,996
固定負債		
リース債務	12	15
繰延税金負債	0	—
退職給付引当金	983	882
資産除去債務	30	30
その他	133	96
固定負債合計	1,160	1,024
負債合計	5,672	5,021
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	1,000	1,000
資本剰余金	2,187	2,187
利益剰余金	△712	△580
自己株式	△23	△23
株主資本合計	2,450	2,583
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	0	△1
為替換算調整勘定	△260	△287
その他の包括利益累計額合計	△260	△288
新株予約権	60	62
純資産合計	2,251	2,356
負債純資産合計	7,923	7,378



(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】  
【四半期連結損益計算書】  
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
売上高	12,122	10,674
売上原価	7,090	6,118
売上総利益	5,031	4,556
販売費及び一般管理費		
販売費	1,814	1,992
一般管理費	2,590	2,395
販売費及び一般管理費合計	4,404	4,387
営業利益	627	168
営業外収益		
受取利息	1	1
受取配当金	0	0
受取手数料	7	6
その他	4	1
営業外収益合計	13	9
営業外費用		
支払利息	6	3
持分法による投資損失	—	4
構造改革関連費用	51	—
雑損失	—	4
その他	0	2
営業外費用合計	58	15
経常利益	581	162
特別利益		
投資有価証券清算分配金	—	2
新株予約権戻入益	35	—
ライセンス契約整理損戻入益	3	—
その他	3	0
特別利益合計	42	3
特別損失		
固定資産除却損	3	1
100周年記念費用	30	—
その他	4	—
特別損失合計	37	1
税金等調整前四半期純利益	585	163
法人税、住民税及び事業税	34	25
法人税等調整額	△22	5
法人税等合計	11	30
少数株主損益調整前四半期純利益	574	132
四半期純利益	574	132

【四半期連結包括利益計算書】  
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	574	132
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△0	△1
為替換算調整勘定	△57	△26
その他の包括利益合計	△57	△28
四半期包括利益	516	104
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	516	104
少数株主に係る四半期包括利益	—	—

【追加情報】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)
第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更および過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)および「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
—————	※1 満期手形 四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。 なお、当第3四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が、四半期連結会計期間末残高に含まれております。 受取手形 1百万円 支払手形 4 "

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。

なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

前第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)
減価償却費 197百万円	減価償却費 184百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計
	市販/配信	特販/通販	計		
売上高					
外部顧客への売上高	7,988	1,794	9,783	2,339	12,122
セグメント間の内部売上高 又は振替高	131	—	131	115	247
計	8,120	1,794	9,914	2,454	12,369
セグメント利益	1,143	832	1,976	441	2,417

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、放送メディア事業、音楽著作権取得管理事業および製造販売受託事業等を含んでおります。

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額  
の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位：百万円)

利益	金額
報告セグメント計	1,976
「その他」の区分の利益	441
セグメント間取引消去	22
全社費用(注)	△1,815
その他の調整額	2
四半期連結損益計算書の営業利益	627

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

Ⅱ 当第3四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計
	市販/配信	特販/通販	計		
売上高					
外部顧客への売上高	7,533	1,868	9,402	1,271	10,674
セグメント間の内部売上高 又は振替高	206	—	206	96	302
計	7,740	1,868	9,609	1,368	10,977
セグメント利益	748	740	1,488	391	1,880

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、音楽著作権取得管理事業および製造販売受託事業等を含んでおります。

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額  
の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位：百万円)

利益	金額
報告セグメント計	1,488
「その他」の区分の利益	391
セグメント間取引消去	0
全社費用(注)	△1,712
四半期連結損益計算書の営業利益	168

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報  
該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益	2.13円	0.49円
(算定上の基礎)		
四半期連結損益計算書上の四半期純利益(百万円)	574	132
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
(うち優先配当額)	(—)	(—)
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	574	132
普通株式の期中平均株式数(千株)		
普通株式	178,937	185,277
A種優先株式(普通株式転換後)	91,094	84,746
合計	270,032	270,024
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	—円	—円
(算定上の基礎)		
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に用いられた普通株式増加数の内訳		
新株引受権	—	—
新株予約権	—	—
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株引受権 (1種類、1,250個) 1,250千株 新株予約権 (17種類、2,910個) 2,910千株	新株引受権 (1種類、1,250個) 1,250千株 新株予約権 (17種類、2,910個) 2,910千株

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

## 2 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。



# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年2月6日

日本コロムビア株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 西岡 雅信 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 北川 雄基郎 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本コロムビア株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成23年10月1日から平成23年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

## 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本コロムビア株式会社及び連結子会社の平成23年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

**【表紙】**

**【提出書類】** 確認書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の8第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成24年2月14日

**【会社名】** 日本コロムビア株式会社

**【英訳名】** Nippon Columbia Co., Ltd.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長  
兼最高執行責任者 原 康 晴

**【最高財務責任者の役職氏名】** 専務取締役  
兼最高財務責任者 佐 伯 次 郎

**【本店の所在の場所】** 東京都港区虎ノ門四丁目1番40号

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長原康晴及び当社最高財務責任者佐伯次郎は、当社の第161期第3四半期(自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

## 2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。

